

統計法等に関する研究会（第3回） 議事概要

1 日 時 令和8年6月29日（月）10:00～12:02

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室（Web開催併用）

3 出席者

【構成員】

椿構成員（座長）、岡田構成員、加藤構成員、後藤構成員、佐久間構成員、高部構成員、堀澤構成員

【事務局】

北川政策統括官（統計制度担当）、阿南大臣官房審議官、植松統計企画管理官、栗原統計品質管理推進室参事官、越統計審査官、赤谷統計委員会担当室次長、小川企画官

4 議 題

- （1）経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化について
- （2）ミクロデータ利用の利便性向上について
- （3）その他

5 議事概要

- （1）経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化について

事務局から、資料1-1、1-2及び1-3に基づいて、経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化についての追加説明等が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

- 事業所母集団データベースの精度向上を図るため、照会内容の報告義務化を検討している一方、統計調査の場合においては行政データによる重複確認や行政データ利用に当たって行政データ保有者の応諾義務を検討しているところ。統計調査と同様に、事業所母集団データベースの整備に当たっては、行政データの積極活用、照会内容の行政データとの重複確認、行政データ保有者の応諾義務を制度面で規律する必要がある。諸外国の場合、事業所母集団データベースの整備に当たっては行政データ、特に税務データを使っていくのが一般的のため、我が国も諸外国に遅れないよう、行政データによる整備を進める必要がある。
- 事業所母集団データベースの整備についても、統計調査と同様に行政データを積極的に活用することも含めて報告者負担の軽減を図る必要があると認識している。現在も行政データを用いて新設事業所・廃業事業所を把握しているところであり、制度・運用両面に対応してまいりたい。
税務データの活用には、引き続き所管省庁とも相談してまいりたい。
- 事業所母集団データベースの照会業務に対し報告義務化していくに当たり、その照会内容に関しては、企業等に対し義務を課すため、パブリックコメントが必要な省令の制定が適切と考える。また、報告義務を規定した上で罰則を科すかの議論があったが、罰則など実効性確保がなく義務規定を設けるというのはいり得るものとする。

- 照会内容については、報告義務を課すこと、国民負担が増えることを考慮すると、手続の民主性の観点から省令を制定するのが適切と考える。その上で更に統計委員会への諮問を受けるなどのプロセスを追加するかを検討する必要がある。
- 事業所母集団データベースの精度が向上することで、被調査者の負担軽減のみでなく「統計の価値が高まる」ことも重要なファクターのため、各種調査が効率的・効果的に実施されることもしっかりと説明していく必要がある。
- 事業所母集団データベースの整備の目的として、負担軽減についてももちろん重要だが、「統計の価値が高まること」を説明していくことも重要である。ユースケースを紹介するなど具体的な効果を説明していくことが必要である。
- 事業所母集団データベースに限らず政府統計全体のミッションなので、ご示唆を踏まえて説明してまいりたい。
- 事業所母集団データベースの整備にあたっては、行政データで把握が難しい廃業を正確に捉えることが一番の課題であり、現在活用しているもの以外の行政データの活用なども含めて、実際の整備に当たりしっかりと研究する必要がある。
- 経済センサス及び事業所母集団データベースは経済統計の改善に資するものであり、政府統計全体の体系の中で国民の負担軽減と統計の精度向上、統計の価値が高まることは、データに基づく施策効果の把握・意思決定にも寄与するものである。また、整備にあたっては行政データの活用が重要である一方、報告内容の決定のプロセスは省令が適切であり、統計委員会の専門性は個別の事項ではなく原理原則を決めるとというのが適切と考える。今後は取りまとめに向けて検討していくこととする。

(2) ミクロデータ利用の利便性向上について

事務局から、資料2に基づいて、ミクロデータ利用の利便性向上についての見直しの背景や目指すべき方向性等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

- 利用者側から見た提供形態を多層化する理由の整理や利用する研究者をどのように認定していくのか、差別的にならないように慎重に検討する必要がある。また、匿名データは既に利用者にコストをかけており、追加的コストは利活用を阻害する要因になると考える。
- 提供形態については用途による限定はせずデータ特性を踏まえて利用者が判断することを想定している。また、研究者の認定の詳細は引き続き検討していきたい。追加的コストは、現在、手数料をもらっていない33条による調査票情報の提供を想定している。
- 提供形態の多層化や利用者に応じた審査の柔軟化などでグラデーションをつけるのはよいが、どこまで加工すれば匿名化されたとなるのか、どの匿名化手法を用いると標準匿名データと完全匿名データに分かれるのかなどを、誰がどのようなプロセスで判断するのか整理が必要である。なお、標準匿名データと完全匿名データは仮称とのことだが、ダミーデータを入れないと本当に匿名化できないといった誤ったメッセージになりかねないので、誤解のない名称にさせていただいたほうがよいと考える。
- また、利用目的が研究目的と商業目的が並存する場合にどのように考えるかも検討が必要である。大学と民間企業が共同研究する場合など、広げすぎることではリスクが高まる懸念が生じる一方で、並存しているだけで不適格となるのは利活用が阻害されるので、匿名化されていれば研究概念を柔軟に認めていくことも考えられるのではないかと。
- 提供形態のセキュリティ面も含めたレベルの違いによる多層化に関し、セキュリティリスクで分類してよいのか、一定程度安全性が確保できるならダウンロードを広く認めることも考えられる。
- 現行の法制度における匿名データの作成は、基幹統計調査は統計委員会で匿名化手法を議論し、一般統計調査は各省がそれぞれの判断で作成している。名称については、研究会の議論を踏まえて検討していきたい。

研究の概念に関し直接識別情報秘匿データは現行の 33 条、33 条の 2 を意識する必要があると考えているが、標準匿名データは現在よりも提供範囲を拡大することもあり得る。

提供形態に関しては、セキュリティレベルが高い順に、まずリモートアクセス、次に DVD、その次がダウンロードとイメージしていただきたい。そのうえで、利用者や審査の内容を総合的に勘案してレベル分けしている。

- 個人情報よりも統計法の方が厳格な要件を求めているが、審査の基準に関し、認められる利用目的や利用場所の要件などについての、データ活用者目線での予見可能性が必要である。提供の流れでみると、まず「研究目的かどうか」の要件があり、その上で「公益性」を求めており、更に「情報の秘匿度合い」に応じるという 3 層構造になっており、特に 1 層と 2 層を誰がどう判断するかについて予見可能性がなければ、データ活用者による申請ハードルが上がってしまう可能性がある。運用面を含めてこれらの点についての手が必要である。
- 公的統計の信頼性確保がミッションとしてあるので、そこを踏まえつつ審査の柔軟化との見合いで、識別情報を削除したものとしている。また、審査内容の予見可能性については施行規則やガイドラインで示したい。
- 行政データの二次的利用について、政策効果を把握するための研究等に用いるため、業務統計の背景となる行政データの利用へのニーズは大きいと認識している。そうした利用を進めるためには、行政データ提供元の行政機関等で「提供できない」と判断された場合に、どのような要因がボトルネックとなっているのかを把握する必要がある。例えば、匿名化の方法についての不安があるなら匿名化手法の相場感を作っていくことが解決策になるし、リソースの問題であれば匿名化するためのツール提供などの技術的措置で解決する。
- 行政データは、統計で使われることを必ずしも想定していない方による申請が元になっている点を踏まえつつ、元の申請制度が歪まないように検討していきたい。
- 現在、調査の特性に応じた匿名化手法を活用し匿名データを作成しているので、標準匿名データと完全匿名データは攪乱的手法の活用の有無で単純に分けないほうが良いのではないかと。また名称は諸外国の例を踏まえて考えたほうが良い。
プロジェクトベースの審査認定を基準としつつ審査の効率化のため研究者（人）の認定も加えることはわかりやすい。研究者（人）の認定の場合、その方の能力など審査が膨大になるので、各府省や統計センターの審査の負担を鑑み、科研費に限らずほかの外形基準を考えるなど、運用上の検討をする必要がある。
- パブリックユースファイルは重要な取組なので是非進めて欲しい。行政機関への調査票情報の提供は審査不要とすることについて、名簿での利用以上のことをする際に守秘義務だけでは不十分で、利用者のリテラシーを担保した上で提供すべきである。
- 現行法は申請を前提としており運用面での柔軟化が図られていないため、法律上は申請を前提としないものの、運用面でリテラシーの担保方法を検討したい。
- 認定された研究者等とそれ以外の研究者等が同じジャンルの中でグラデーションを分けるようになっているが、カナダなどは認定された人が行政機関の職員とみなすとなっている。認定された研究者等に対しどの程度のセキュリティクリアランスを求めていくのか、科研費を例にしているがデータを取り扱う人が科研費を取りづらい印象がある。行政機関の場合でも、審査を不要とした場合でも、利用者が適切かどうかは見ていく必要がある。
- 今回の 4 層のグラデーションを設けることや研究者の認定制度を設けることの意義や効果について、引き続き説明していく必要があると考える。

マイクロデータの在り方の検討に当たっては、これまでのマイクロデータの利用件数の推移の評価をしつつ、法令面での解決、運用面での解決があり、それぞれで整理しながら検討したい。

- マイクロデータの二次的利用については、諸外国でも、識別リスクに応じた類型の多層化や、データの識別リスクだけでなく、分析環境や利用者の安全性などの多層的な観点から安全を確保していく取組が進められている。これらを法の枠組みとするか運用の枠組みとするかは論点であると考えるが、日本においてもこうした動向を踏まえた見直しが必要であると考える。次回もマイクロデータ利用の利便性向上について御議論いただく予定。

(3) 調査員調査について

事務局から、資料3に基づいて、調査員調査の現状等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

- 調査員調査に関しては業務の効率化やデジタル技術の活用は必要だが、一方で全数調査では居住確認や督促など不可欠の業務がある。不可欠な業務以外を整理しつつ、電子化や効率化を図る必要がある。過渡期においては世帯の場合、レジスターがないので調査員調査で次回に向けた基盤を作っていくことも考えられる。
- 調査員が確保できない場合、地方公共団体の職員が調査員となるケースがあるので、地方公共団体の負担軽減なども検討の視点として必要である。また、オンライン化といっても限界があるので、オンライン化とうまく共存した方法を検討する必要がある。
- 廃業の事業所の確認や、居住実態を確認することが必要なため、調査員調査は必要であると考える。一方で調査員の確保が難しくなっている状況で、調査員調査の難しいのはどこで、それをどう解消するのかを議論していく必要がある。調査員調査の限界は以前から指摘されており、報告負担の重い事項を見直す、行政データを活用して調査項目の補完・代替を進めるなどしつつ、全数調査や高い回収率が必要な調査、調査内容に専門性がある調査など、調査員が必要な調査や業務を限定していく必要があるものとする。次回も調査員調査について御議論いただく予定。

(4) その他

- 事務局から、次回は、7月17日（金）に開催予定である旨発言があった。

以上